

平成 25 年 8 月 2 日
総務省政策統括官（統計基準担当）
統計審査官室

第 12 回統計基準部会における指摘事項等への回答（一般原則）

（問） 一般原則の「第 1 項 産業の定義」において、『家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。』とあるが SNA では自家使用に向けられた財貨の生産は概念上生産に含め、サービスは含めないという整理になっている。農家の自家消費用の生産も農業統計では生産として把握されているので、「産業の定義」と矛盾するのではないか。

（答）

日本標準産業分類の「産業の定義」でいう「家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。」は、もっぱら家計の自家消費のための生産活動、例えば家庭菜園での野菜作り等は事業所の生産活動とはみなさないという趣旨である。

他方、事業所である農家が行う生産活動は産業であり、その中には自家消費のための生産活動も含まれこととなる。

(参考)

日本標準産業分類における「産業の定義」の記載内容の変遷

改定版数	記載内容
設定 (S24. 10) 第 1 回改定 (S26. 4) 第 2 回改定 (S28. 3) 第 3 回改定 (S29. 2)	記載なし（「産業の定義」という項目は第 4 回改定から設けられた。） ※産業分類について、「産業分類は、経済活動の種類による分類」、「国営であろうと、民営であろうと、同一の経済活動は同一箇所に分類」と記載あり。（設定～第 3 回改定）
第 4 回改定 (S32. 5) 第 5 回改定 (S38. 1) 第 6 回改定 (S42. 5) 第 7 回改定 (S47. 3) 第 8 回改定 (S51. 5)	ここでいう産業とは、原則として、事業所において業としておこなわれる経済活動をいう。教育、宗教、公務、非営利団体などの諸活動は、産業分類における従来の伝統および国際的慣行にしたがってここでは産業に含ませる。しかし家庭内における主婦の家事労働は含まない。
第 9 回改定 (S59. 1) 第 10 回改定 (H5. 10)	この産業分類にいう産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう。ここでは、一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業などの営利的活動のほか、教育、宗教、公務、医療などにかかる非営利的活動も含める。 なお、家庭内において家族が行う家事労働は含めない。
第 11 回改定 (H14. 3)	この産業分類にいう産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう。これには、営利的・非営利的活動を問わず、農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、宗教、公務などが含まれる。 なお、家庭内においてその構成員が家族を対象として行う生産・サービス活動は、ここでいう産業には含めない。
第 12 回改定 (H19. 11)	この産業分類における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。